

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ 報告事項		令和5年9月7日提出	
件名	市制施行20周年記念事業の実施について	部局名	総合政策部
概要	<p>本市は、令和6年10月12日に市制施行20周年の節目を迎える。</p> <p>この大きな節目の年である令和6年度に、市民とともに慶事を祝う20周年記念事業(冠事業)を実施し、本市のこれまでの歩みや先人の功績を振り返り、本市への誇りと愛着を更に深める機会とするとともに、本市の更なる飛躍・発展につなげていく。</p> <p>例：笛吹市制施行20周年記念〇〇イベント、大会、企画展、作成(編さん)事業など</p>		
経過	令和5年9月1日 懸案協議で内容を協議		
問題・課題	<p>1 この慶事を市民と一体となって盛大にお祝いするため、幅広い分野から候補を挙げ、記念事業としてふさわしい事業を選定する必要がある。</p> <p>2 記念事業の実施に係る経費については、令和6年度当初予算編成に反映させる必要がある。</p>		
対応策	<p>1 新規・既存事業を問わず、各部局から幅広く提案を出してもらった上で、政策課が所管する「重点事業協議の進め方」に沿ったスケジュールで選定を行っていく。なお、提案書類は、重点事業協議や臨時的経費に関する調べ(財政課)の当初予算編成に係る提出書類に準じたものとする。</p> <p>2 選定された事業のうち、新規事業及び既存事業の拡充分経費については、臨時的経費として、令和6年度当初予算編成に反映させる。</p>		
協議結果	【報告事項確認了】		

令和4年度 重点事業協議の進め方

※ ◎は各部等対応 ○は総合政策部政策課対応 ●は総合政策部財政課対応

月日		政策課
9月9日	(金)	○重点事業協議について、「新年度当初予算編成 重点事業協議 概要書」(様式2-1)、「事務事業概要書」(様式2-2)、「事業費調書」(様式2-3)の作成を各部に依頼するとともに、協議の日程枠を示す。
9月26日	(月)	◎事業概要書等(電子データ)の提出締切 提出書類 (様式2-1)「新年度当初予算編成 重点事業協議 概要書」 (様式2-2)「事務事業概要書」 (様式2-3)「事業費調書」 「図面等付属資料」 <u>様式を変更していますので、必ず新様式を使用してください。</u> 電子データを、以下のメールアドレスに提出 政策課政策推進担当: 荻原(ogihara-aka@city.fuefuki.lg.jp)
9月27日	(火)	○協議日程の決定通知 ※各部から提出された事業数などを踏まえ、詳細な協議日程を決定して、各部に通知
9月30日	(金)	◎事業概要書等(紙媒体)の提出締切 (紙媒体での提出期日は、改めて政策課から連絡します) 提出書類 「表紙」 (様式2-1)「新年度当初予算編成 重点事業協議 概要書」 (様式2-2)「事務事業概要書」 (様式2-3)「事業費調書」 「図面等付属資料」 提出部数 12部(部ごとに通しのページ番号を付し、紐綴じ) 書類はA4サイズとし、A3サイズの資料は、A4サイズに折りたたみ。(可能な限り両面印刷を活用) 提出先 政策課政策推進担当: 荻原、石原
10月5日	終日 (水)	重点事業協議
10月6日	AM (木)	場 所 本館3階303会議室 出席者 市長、副市長、総務部長、総合政策部長、総務課長、 政策課長、財政課長 各部長等
10月7日	AM (金)	
10月11日	終日 (火)	
10月17日	11時～ (月)	重点事業調整協議 出席者 総合政策部長、政策課長、財政課長、政策課担当、 財政課担当
10月26日	10時～ (水)	懸案協議で重点事業を決定 場 所 本館3階302会議室 出席者 市長、副市長、総務部長、総合政策部長、総務課長、 政策課長、財政課長
11月1日	(月)	随時庁議 ○1 重点事業報告 ●2 予算編成方針、部局別枠配分発表及び当初予算入力、見積書、 事業概要書、作成依頼 ◎当初予算入力開始
12月1日	(水)	◎当初予算入力及び見積書、事業概要書提出期日

企画課より市制施行20周年記念事業概要書等の作成を依頼。
(様式1)「令和6年度年度当初予算編成 市制施行20周年記念事業協議 概要書」
(様式2)「事務事業概要書」
(様式3)「市制施行20周年記念事業 事業費調書」
電子データを企画課へ提出

各部から提出された20周年記念事業数も踏まえて、協議日程を決定

市制施行20周年記念事業概要書等(紙媒体)を企画課へ提出

重点事業とともに、市制施行20周年記念事業を協議

重点事業終了後に、市制施行20周年記念事業を協議

重点事業終了後に、選定された市制施行20周年記念事業を報告
(臨時的経費として、当初予算に反映)

事務事業概要書

令和	6	年度				担当者名	
会計				所属			
款			項			目	
大事業				中事業			
「具体的な事務事業」 (20周年記念事業としたい事務事業を、中事業の一部として行う場合)							
以下は、原則中事業の内容を記載してください。(「具体的な事務事業」欄に記載した場合には、その事務事業の内容について記載してください。)							
1 事務事業の目的							
2 事務事業の対象							
3 現在の状態							
4 経緯							
5 根拠法令							

6 事務事業の対象からのニーズ

7 ニーズを踏まえた課題認識

8 事務事業の必要性

9-1 今年度実施する事業内容

9-2 今年度実施する事業内容（続き）

10 期待される効果

11 事業実施期間
12 個別施設計画との整合性
13 将来負担
14 財源
15 行政が関与する妥当性
16 緊急性
17 類似事業
18 その他

様式 3

市制施行20周年記念事業 事業費調書

(単位：千円)

予算科目	会計	款	項	目	大事業	中事業	部名	課名	担当名	
事務事業名(中事業名)							事業期間	~		
具体的な事業の名称 (20周年記念事業としたい事務事業を、 中事業の一部として行う場合)										

20周年記念事業としたい事務事業を中事業の一部として行う場合、その事務事業に必要な財源内訳及び当初予算要求額を記載

財源内訳 (特定財源名)	令和6年度 当初予算要求額 内訳			左記に係る 一般財源		根拠説明
	令和4年度 決算額	令和5年度 当初予算額	令和6年度 当初予算要求額	節名	金額	
国庫支出金						
県支出金						
地方債						
その他						
一般財源						
合計	0	0	0		0	

※根拠資料を添付してください。

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項・ 報告事項		令和5年9月7日提出	
件名	代表質問及び一般質問の再質問回数について	部局名	議会事務局
概要	<p>市議会における質疑の回数については、市議会会議規則第55条において「質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない」と定められている。</p> <p>令和5年4月24日の議会改革委員会において、日本共産党議員団から、「時間制限の範囲で質問項目数、回数制限の撤廃」について提案書が出され、各会派で検討を行うこととなった。その後、7月31日の議会改革委員会において検討がなされた結果、令和5年第3回定例会(9月議会)から、代表質問及び一般質問の再質問の回数を1回増やし、3回とすることが決定したので報告する。なお、質問時間の変更はない。</p>		
経過	<p>令和5年4月24日 議会改革委員会で日本共産党議員団から提案</p> <p>7月31日 議会改革委員会で再質問の回数の変更が決定</p>		
問題・課題			
対応策	<p>9月4日の令和5年第3回定例会において、議会会議規則の改正案(別紙)が可決されたことから、本定例会から質疑質問の回数を変更する。</p>		
協議結果	【報告事項確認了】		

再質問回数3回のパターン

<『代表質問』一括質疑(質問)一括答弁：5問の場合>

		1・2・3・4・5問を一括質疑(質問)	
	答弁	1・2・3・4・5問の一括答弁	
答弁に満足、納得できない場合に行うもので、新たな事項を取り上げることはできない			
		例 1	例 2
再質問①		2問目に対する再質疑(質問)	1問目に対する再質疑(質問)
	答弁	再質疑(質問)の答弁	再質疑(質問)の答弁
	答弁		
再質問②		2問目に対する再々質疑(質問)	3問目に対する再質疑(質問)
	答弁	再々質疑(質問)の答弁	再質疑(質問)の答弁
再質問③		2問目に対する再々々質疑(質問)	4問目に対する再質疑(質問)
	答弁	再々々質疑(質問)の答弁	再質疑(質問)の答弁

再質問回数3回のパターン

<『一般質問』 一問一答：2問の場合>

		1問目を質疑(質問)			
	答弁	1問目の答弁			
答弁に満足、納得できない場合に行うもので、新たな事項を取り上げることはできない					
		例 1	例 2	例 3	例 4
再質問①		1問目に対する再質疑(質問)	1問目に対する再質疑(質問)		1問目に対する再質疑(質問)
	答弁	再質疑(質問)の答弁	再質疑(質問)の答弁		再質疑(質問)の答弁
再質問②			1問目に対する再々質疑(質問)		1問目に対する再々質疑(質問)
	答弁		再々質疑(質問)の答弁		再々質疑(質問)の答弁
再質問③			1問目に対する再々々質疑(質問)		
	答弁		再々々質疑(質問)の答弁		
		2問目を質疑(質問)			
	答弁	2問目の答弁			
再質問①				2問目に対する再質疑(質問)	
	答弁			再質疑(質問)の答弁	
再質問②		2問目に対する再質疑(質問)		2問目に対する再々質疑(質問)	
	答弁	再質疑(質問)の答弁		再々質疑(質問)の答弁	
再質問③		2問目に対する再々質疑(質問)		2問目に対する再々々質疑(質問)	2問目に対する再質疑(質問)
	答弁	再々質疑(質問)の答弁		再々々質疑(質問)の答弁	再質疑(質問)の答弁

笛吹市議会会議規則(平成16年笛吹市議会規則第1号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(質疑の回数)</p> <p>第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について4回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>(質疑の回数)</p> <p>第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>